

## 第58回滋賀県景観審議会議事概要

●日時：平成24年3月26日（月曜日） 10:00～12:30

●場所：滋賀県大津合同庁舎 7A会議室

●内容：

【報告】

- (1) 滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等について
- (2) 広域的事業者との連携について
- (3) 屋外広告物撤去後の支持物について
- (4) 屋外広告物の色彩や発光の規制について

●出席委員：

山崎正史委員（会長）、小浦久子委員、柴山直子委員、外園勝委員、  
竹中仁美委員、立岡功次委員、中嶋節子委員、西本榊枝委員、福山聖子委員、  
藤田保委員、藤本英子委員、村上弘委員、山本勝義委員  
（15名中13名出席）

●報告に対する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等について】

○県内の市町が次々と景観行政団体になり、独自の景観行政を進める中で、県として広域景観という観点で今後どのようなことをすべきなのか、検討・整理が必要と考える。

○県の制度である近隣景観形成協定の制度について、県内の景観行政団体（＝市）の条例に、類似の制度があるのではないかと考える。これらの仕組みを整理し、県と市の役割の調整が必要ではないかと考える。

○行政だけでなく、もっと大きな括りでNPOなど景観系の民間団体や熱心に取り組んでいる地元住民などが情報交換したり一緒に学べるような仕組みがあるとよいのではないかと考える。

○歴史街道等で景観形成に関する取組みを行う場合、隣接市町同士で連携が取れる、連絡が取れる体制を作ってほしい。

◆景観行政団体協議会では県内の各歴史街道でどのような取組みをやっているか等について情報を収集し、共有し合おうと考えている。また、各市町間で十分な情報交換が行われるようにしていきたい。

○屋外広告物の違反对策について、市町に権限移譲するのはよいが、市町によっては違反对策が十分できていないところがある。県が指導や連携のためのシステム構築をしていただくのが良いと考える。

#### 【広域的事業者との連携について】

○関西電力との協定に基づく事前協議が実施された案件について、協議が整った理由や、協定自体のメリットがわからない。協議の手順や判断基準について、再度整理してわかりやすく報告願う。また、本協定は一定期間後に見直すべきではないか。

◆協議に際しての、県の方針も整理した上で再度報告したい。

#### 【屋外広告物撤去後の支持物について】

#### 【屋外広告物の色彩や発光の規制について】

○報告を受けたが、本日は時間が無くなったので、本日の資料を持っていただき次回、屋外広告物に関して審議会を開催する方向でお願いしたい。

◆了解しました。